

2. 景観形成地域における行為の制限

(1) 届出対象行為

景観形成地域における届出対象行為は、法第16条第1項の規定に基づくとともに、「熊本県景観条例」及び「天草町の景観を守り育てる条例」における届出対象との整合を図り、以下のとおりとします。

■景観形成地域における届出が必要な行為

行為の種類		届出対象規模
建築物	新築、増築、改築又は移転若しくは撤去	・当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・当該行為に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるもの
工作物	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・高さが1.5mを超えるもの（※2）
	さく及び塀、擁壁等	・高さが5mを超えるもの （※1, 2）
	記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱等	・高さが10mを超えるもの （※2）
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	・高さが5mを超えるもの ・築造面積が10㎡を超えるもの （※2）
	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設等	・表示面積が1㎡を超えるもの
	広告塔又は広告板 太陽光発電設備等	・土地に自立した設備で、その敷地の用に供する土地の面積が100㎡を超えるもの又は発電出力が10kW以上のもの （※2）
鉱物の掘採又は土石の採取		・当該行為の行われる土地の面積が500㎡を超えるもの ・高さが1.5mを超えるのり面又は擁壁が生ずる切土又は盛土を伴うもの
土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む）		・変更に係る部分の土地の面積が500㎡を超えるもの ・高さが1.5mを超えるのり面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴うもの
木竹の伐採		・高さが10mを超えるもの ・伐採面積が500㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・高さが1.5mを超えるもの ・当該行為に係る部分の水平投影面積が100㎡を超えるもの（建築物の存する敷地内で行う行為を除く） ・90日を超えて継続する場合の当該堆積場における物件の堆積
屋外における自動販売装置の設置		・全てを対象
広告物の設置又は外観の変更		・はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示されるもの ・表示面積が1㎡を超えるもの

※1 工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さととの合計の高さとする。

※2 工作物において、増築又は改築後の高さ、又は築造面積が各届出対象規模を超えるものを含む。
(注1)届出の適用除外行為については、上記のほか、景観法、景観法施行令及び景観条例施行規則に規定されている。

(注2)熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く。